

厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表

令和元年10月8日 厚生労働省

※ 厚生労働省統計改革ビジョン2019については、工程表に基づき、継続的に改革の進捗管理を行う。
また、学識経験者等による統計改革を推進するための検討会を設置し、工程表の進捗状況を確認(年2回)するとともに、
順次工程表の見直しを行うものとする。 ～ ビジョン【第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ】 ～

2019年度(令和元年度)				2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)～
有識者懇談会における検討。提言とりまとめ【8/20】	厚生労働省統計改革ビジョン2019の策定【8/27】	工程表の策定【10/8】	統計改革を推進するための検討会の位置付け、体制の確定	統計改革を推進するための検討会を開催 工程表の進捗状況のフォローアップ(年2回) 適宜、ビジョン及び工程表の見直し		

1. 統計業務の改善(その1) ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

～ビジョン「第2章2. (2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等～

(1)取組内容

- 統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドラインを作成する。
- ガイドラインに定められたルールに基づき、データの保管状況や、記録の保存状況、統計の利活用状況等を定期的に点検を行う。調査実施機関との連携確保を図りつつ、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)も定期的を実施する。
- 計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合の相談窓口を整備するとともに、統計の誤りを発見した場合等は迅速かつ適切に対応手順に基づき対応する。

【ガイドラインに盛り込む事項】

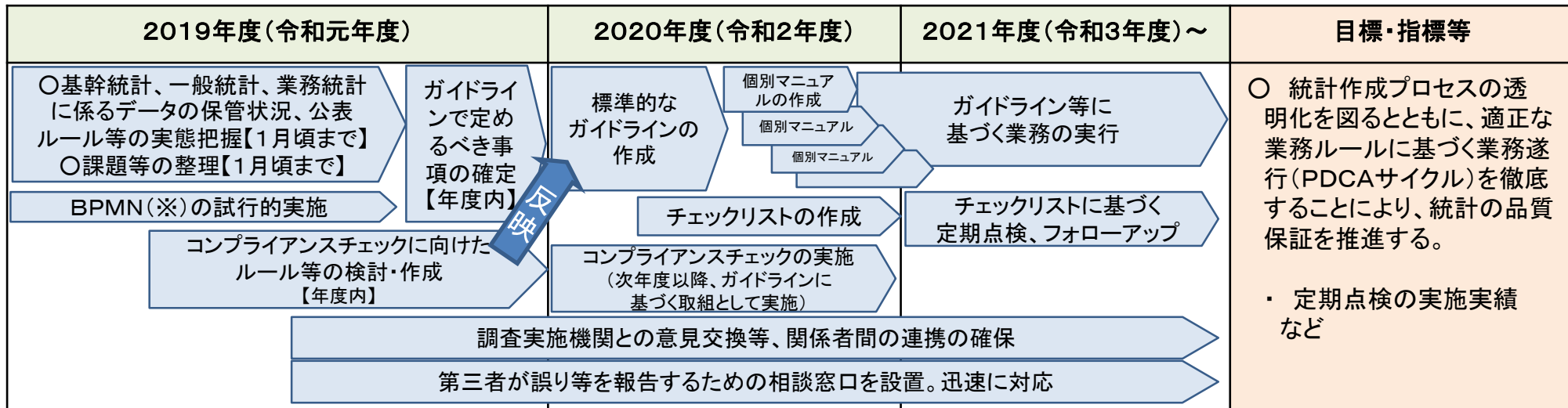
①業務マニュアル:統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化

- ・ 調査計画の変更等に係る「承認権者」
- ・ 統計ユーザーの視点に立った情報公開(「公表ルール」)
⇒ 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等
- ・ 必要なデータや集計プログラムの「保存ルール」
⇒ 推計乗率の算出情報等の補助情報の記録保存なども含む。
⇒ 電子化、一元化等の推進方針も記載
- ・ 不正発覚時の「対応手順」⇒ 不正発覚時の相談窓口の設置
- ・ システム外注時等の発注ルール 等

②定期点検のルール化及びチェックリストの策定

- ・ 調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等に関する調査実施後(又は定期的)の点検・評価ルール
- ・ 推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムに関する記録の「保存状況」
- ・ 調査員調査の業務の履行状況を確認する「コンプライアンス・チェック」等

(2)スケジュール



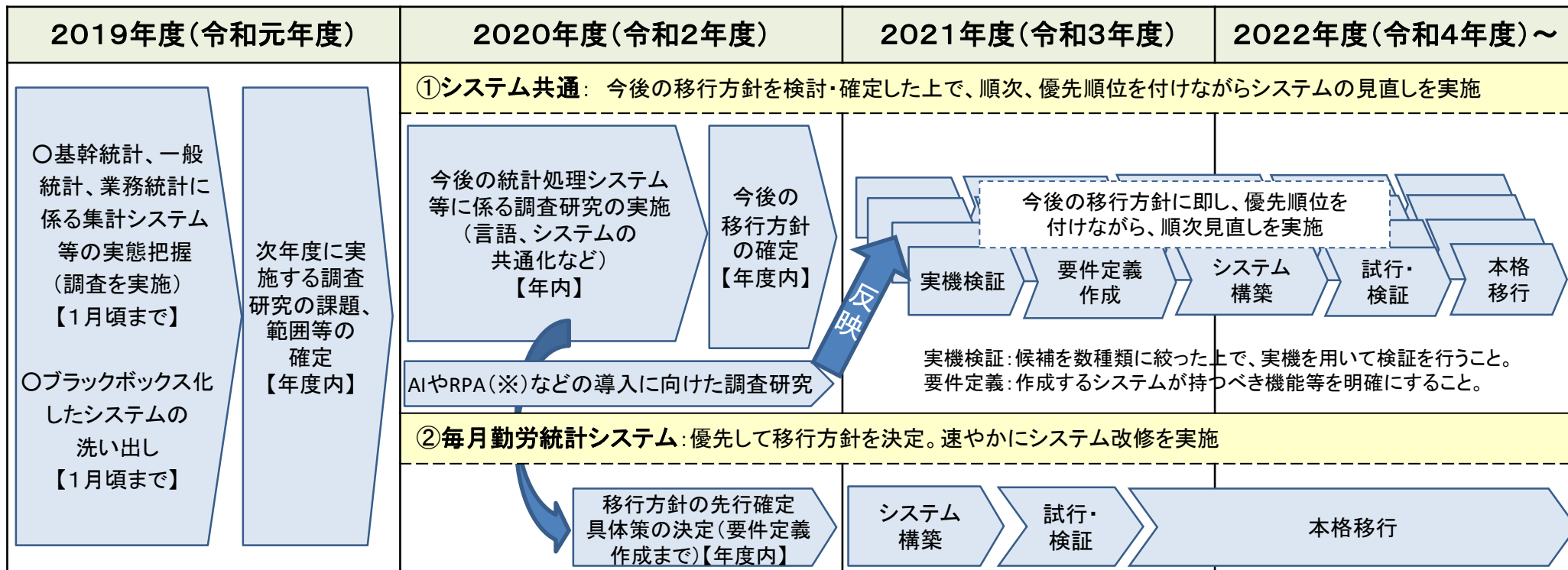
※ BPMN((Business Process Model and Notation):業務プロセスの定義や描画法に関する国際標準。統計業務プロセスの可視化を目的として、標準的な業務フローを作成。

2. 統計業務の改善(その2) 情報システムの適正化 ～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

(1)取組内容

- 情報システムの適正化に向けた調査研究を実施(データの一元的保存も含む。)し、毎月勤労統計で用いられているCOBOLをはじめ、レガシー化したシステムからの脱却を図る。
- AI、RPAなどの導入に向けた調査研究の実施とその結果を踏まえたシステムの適正化を実施する。
- 併せて、ICTを活用した業務プロセスの見直し及びシステムを用いたエラーチェックの徹底を推進する。

(2)スケジュール



目標・指標等

- 汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を図るとともに、職員等による手作業のデジタル化、被調査者の負担軽減・利便性向上など、業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する。

※ RPA(Robotic Process Automation): 自動化ロボット。

3. 組織改革・研修の拡充等

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

(1) 取組内容

① 組織改革・体制整備関係

- 統計審査体制の強化やガバナンスの強化を図るため、政策部局が作成する統計の相談・支援体制の整備、統計分析審査官の配置、第三者が誤りなどを発見した場合の相談窓口の設置【再掲】など、組織・体制の整備を行う。
- 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化、「統計の改善等」に努めるため、外部有識者の活用、政策所管部局との人事交流を推進する。併せて、統計幹事(政策統括官)を補佐する専門家を配置する。
- 統計リソースの拡充に向け、計画的な職員採用や定員・予算の確保を図る。

② 人材育成・研修の充実関係

- 統計担当職員のみならず、全職員や幹部職員に対する段階的な研修の体系を整備するため、統計データ作成・活用・分析能力の向上に向けた「人材育成基本方針」の見直しを行うとともに、計画的かつ体系的な研修を実施する。
- 職員の統計人材プロフィール(統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等)を整備するとともに、統計人材の計画的なキャリアアップを推進する。

(2) スケジュール

2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)～	目標・指標等
【組織改革・体制整備関係】 企画官配置(民間)【10月～】 統計分析審査官の配置【7月～】 第三者が誤り等を報告するための相談窓口を設置。迅速に対応【再掲】 組織定員要求・予算要求 等 職員配置の見直し	企画官(民間)に加え、統計幹事を補佐する専門家を配置 統計分析審査官による分析的審査等の推進 政策所管部局・他省庁等との人事交流の拡大、関係機関との連携 定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し	定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し 計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者の活用、職員の適正配置の推進等により、閉じた組織からの脱却を図るとともに、統計審査体制を強化する。 ○ 職員の資質・能力の向上を図り、統計のスペシャリストなど統計人材を計画的に育成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の延べ受講者数 ・ レベル別受講者数 など
【人材育成・研修の充実関係】 人材育成基本方針の見直し(研修体系の再整理)【年度内】 研修実施 統計人材プロフィールの整備	新体系による計画的な研修実施(研修の実施を踏まえ、研修メニュー、体系等を修正) 統計人材の計画的なキャリアアップを推進	計画的な研修実施(研修の実施を踏まえ、研修メニュー、体系等を修正)	

4. データの利活用・一元的な保存の推進

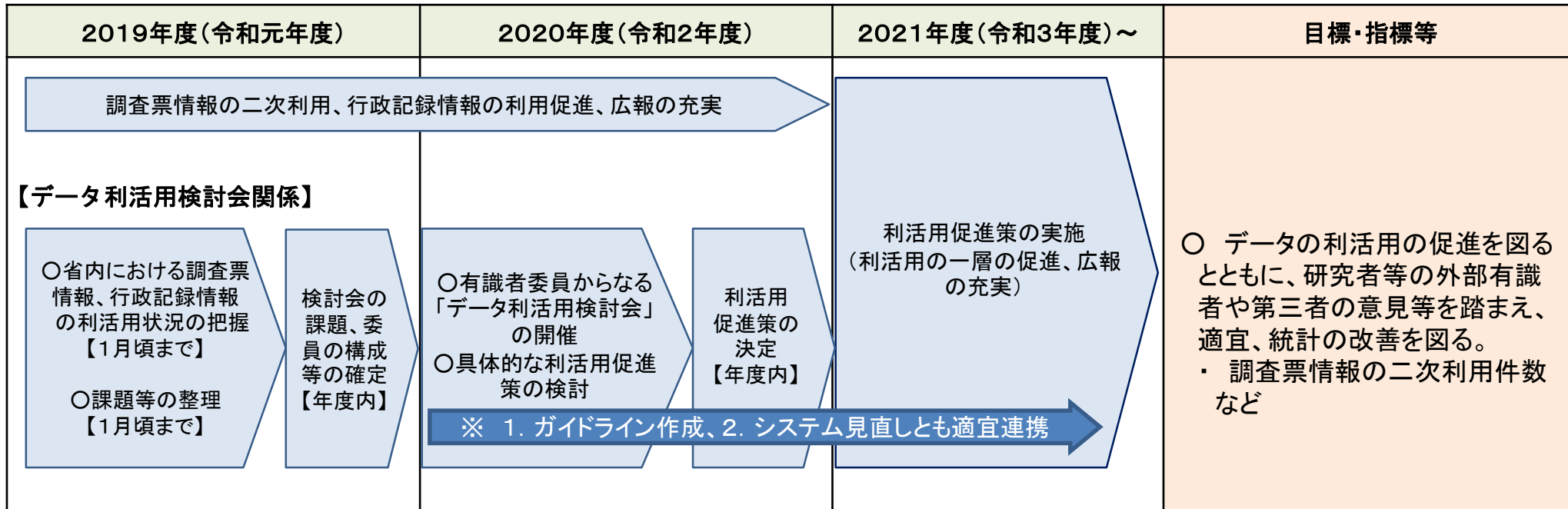
～「第3章1. (1)個票データの二層の有効活用に向けた取組の推進」、第3章2. (1)データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

(1)取組内容

- 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関する広報の充実を行う。
- 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関し、有識者委員からなる「データ利活用検討会(仮称)」を設置し、データ利活用に係る課題等への対応方法や、二次利用者等からの意見を踏まえた利用促進策の検討を行う。
- この際、マッチングキーなどの情報の利活用の可能性や、外部からの情報提供依頼への対応策等も併せて検討する。

※ データの保存ルールについては、1. ガイドライン作成において整理するとともに、2. システム見直しに係る調査研究において、データの一元管理ができるような保存先、保存方法等について検討し、順次、対応を行う。

(2)スケジュール



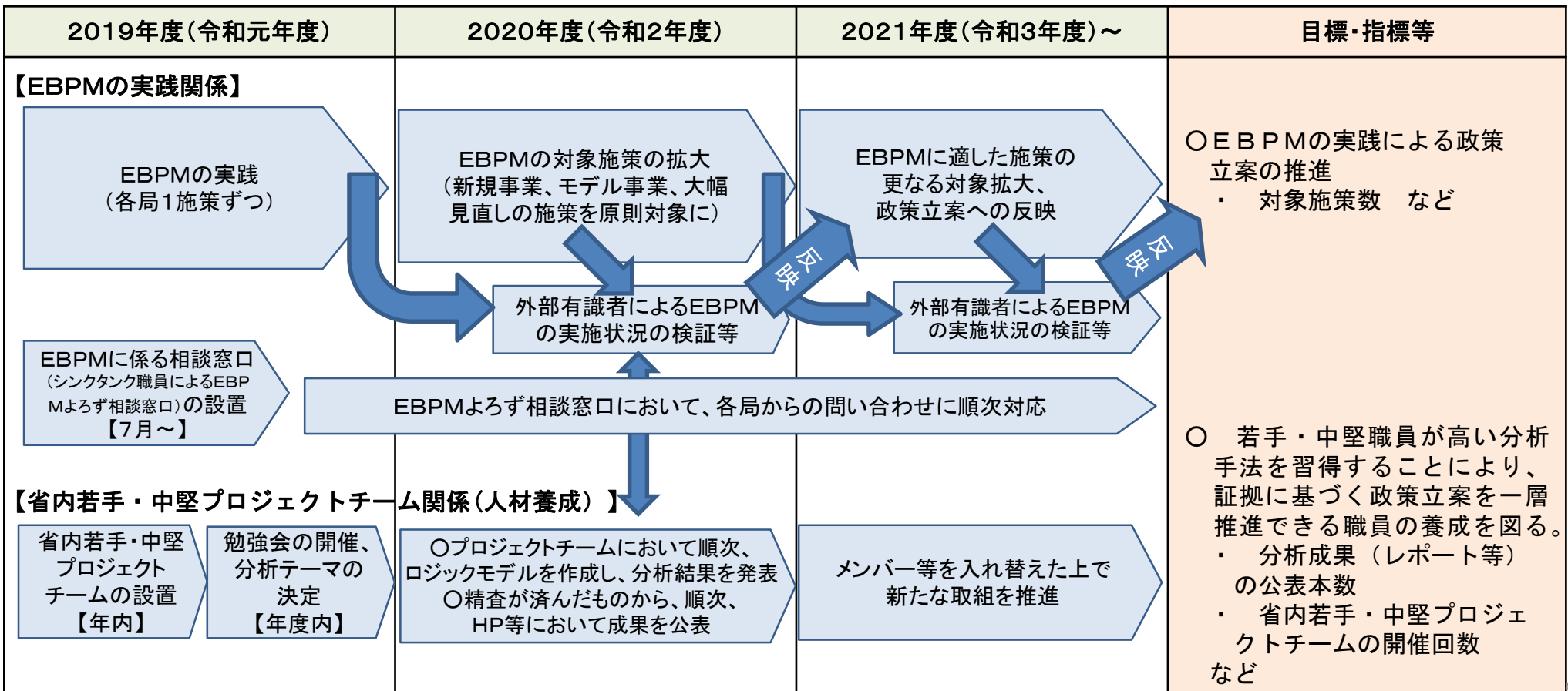
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進

～「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を実践する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



(参考)

厚生労働省統計改革ビジョン2019の関係記述

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

- 本ビジョンの内容は多岐にわたるものである。統計改革の推進は、すぐに実行するもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表を作成するとともに、当該工程表に基づき、継続的に、改革の進捗管理を行う。(第4章1)

2. 常設の検討会の設置

- 厚生労働省は、所管する公的統計に関連し、普段から統計や経済の専門家の意見を聞く機会が少ないのではないかと指摘があったことも踏まえ、厚生労働省所管統計の適正化や更なる進化のためには、厚生統計・労働統計ともに、こうした学識経験者や有識者との関係性の構築を、一過性のものでなく、継続的なものとしていく必要がある。
- このため、外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方等について点検を行う観点から、学識経験者等による常設の検討会を設置する。当該検討会においては、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認するとともに、厚生統計・労働統計ともに、更なる改革を行っていくものとする。
- その際、厚生統計については既に社会保障審議会統計分科会がある一方、労働統計についてはそのような審議会組織が存在しないこと、一方で、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい検討会のあり方を、厚生労働省において検討する。(第4章2)

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施 関係

～ ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等 ～

1. 業務マニュアル関係

- ・ 総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する。なお、業務マニュアルの整備に際しては、チェックリスト方式など、経験年数の少ない職員でも使いやすいものとするよう心がけるものとする。また、業務マニュアルの改訂に際しては、その考え方や履歴を保存していくことを原則化する。(第2章2(2)①)
- ・ また、対応手順には、調査計画の変更や、プログラム、結果表等各種成果物に関する承認権者(専決区分)を示すこととする。(第2章2(2)②)
- ・ ブラックボックス化しやすい調査設計、標本抽出や復元推計の方法、事後検証にも必要となる目標精度・回収率等(母集団及び標本の規模に関する情報を含む。)などについては、詳細な調査内容を公開する。(第2章2(1))
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))

2. 定期点検関係

- ・ データの保管状況や、記録の保存状況など、業務マニュアルのチェックリストに基づいて、定期的に点検を行う。プログラムの修正に当たっても、予め策定されたチェックリストに基づき、複数人チェックの徹底を図る。(第2章2(2)②)
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))【再掲】
- ・ 毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。このため、統計の利活用状況を定期的に確認するとともに、統計委員会の建議を踏まえ、今後、整備が見込まれる誤り発見時の対応ルールに則り、統計の誤りを発見した際はその影響を迅速・正確に把握して適切に対応する。(第2章2(2)②)
- ・ 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)を導入する。(第2章2(5))
- 統計幹事である政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)の下で、調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等について、調査実施後(又は定期的)に点検・評価を行うことをルール化する。(第3章1(5))
- この際、政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)部局は、有識者と連携し、経済・社会の変化に対応し、時代に合わなくなった統計、調査項目の廃止等の見直しや時代に即した調査項目等の積極的な検討などを担当部局任せにせず、不断の見直しを進める。(第3章1(6))

3. 不正発覚時の対応手順関係

- ・ 統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するためのルール化を行い、実行するための体制(相談窓口等)を整備する。(第2章1(1))
- ・ ①の業務マニュアルには、誤りを早期に発見するためのチェック方法や誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順(組織内情報共有ルール等)を盛り込むこととする。(第2章2(2)②)
- ・ 毎月勤労統計の事案では、政府内における利活用状況を十分に把握できていなかったことから、結果数値等の誤りが判明した後の政府内における影響の確認に時間を要した。このため、統計の利活用状況を定期的に確認するとともに、統計委員会の建議を踏まえ、今後、整備が見込まれる誤り発見時の対応ルールに則り、統計の誤りを発見した際はその影響を迅速・正確に把握して適切に対応する。(第2章2(2)②)【再掲】

4. その他

- ・ 統計調査員による適切な調査を実施するための措置として、適正な事務手引き等の整備や研修の充実等について検討する。(第2章2(5))

2. 情報システムの適正化 関係

～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

1. 情報システムの適正化

- ・ 「ブラックボックス化」したシステムを有する統計においては、仕様書等を早急に整備し、汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を早急に検討する。（第2章2（3）①）
- ・ 併せて、幹部職員や人事異動後の職員でも容易にコンピュータ処理の内容が理解しやすいアーキテクチャ（設計概念）のあり方や事務手順書等を検討するとともに、使いこなせる職員の養成にも努める。（第2章2（3）①）

2. ICTを活用した業務プロセスの見直し

- ・ ICTを最大限活用して、調査票の回収、エラーチェック等の審査・集計、公表等の一連のプロセスにおいて可能な限り職員等による手作業のデジタル化を推進する。（第2章2（3）②）
 - ・ また、被調査者の負担軽減・利便性の向上を図り、調査票の回収率・記入率の向上を通じた正確性の確保及び都道府県等調査実施機関の事務負担軽減のため、オンライン調査の導入、オンライン回答率の向上等を推進する。（第2章2（3）②）
- 国・地方における業務の効率化等につながるAIやRPA（自動化ロボット）の導入に向けた調査研究を推進する。（第3章1（4））

3. システムを用いたエラーチェックの徹底

- ・ ICTを最大限活用して、組織やプロセス間でデータの欠落や転記ミス等の誤りが発生しないようなシステムの見直しを検討するとともに、システムによるエラーチェック等が可能な限り実現されるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。（第2章2（3）③）

4. その他

- 今回の事案の再発を防止するため、「（3）システムの見直し」における業務のICT化を進めるとともに、現在の業務の「棚卸し」をした上で、業務処理の流れを分析し、徹底した業務効率化に努めていくものとする。（第2章2（3）③）

3. 組織改革・研修の拡充等 関係

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

1. 組織・体制の整備

- ・ 厚生労働省の統計幹事（政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当））の下に、調査内容の抜本的な見直し、調査手法や統計作成プロセス・システムの抜本的な見直しなどを行う改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備する。さらに、統計審査担当体制の強化など必要な体制整備を図ることを通じて、統計幹事が、統計改革の司令塔としての役割を果たし、統計幹事の責任の下、PDCAサイクルの確実な実行によるガバナンスの強化を図る。（第2章1（1））
- ・ 内閣官房の指示の下、厚生労働省に配置された分析的審査担当官は、調査結果の分析的審査、調査設計等の変更時の影響分析に加え、結果数値等の誤り発見後の原因分析と再発防止策の検討状況の管理等を実施する。（第2章1（1））
- 外部有識者の目により定期的に厚生労働統計のあり方等について点検を行う観点から、学識経験者等による常設の検討会を設置する。当該検討会においては、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認するとともに、厚生統計・労働統計とともに、更なる改革を行っていくものとする。（第4章2）
- その際、厚生統計については既に社会保障審議会統計分科会がある一方、労働統計についてはそのような審議会組織が存在しないこと、一方で、統計のあり方を検討していく際には、公労使による合意形成には馴染みにくいことなども踏まえ、統計のあり方を考えるのに相応しい検討会のあり方を、厚生労働省において検討する。（第4章2）

2. 外部有識者の活用を含めた人事交流の推進

- ・ 統計の改善等に向け、厚生労働省内においても外部人材の積極活用を図る。その際には、適切な処遇の確保に努めるとともに、採用された外部人材は、統計改革や、統計の見直しに向けた厚生労働省の統計幹事の補佐などを担当する者とする。（第2章1（2））
- ・ 統計学者や統計を十分に利用している経済学者などの外部の専門家と、常に協力・相談できる体制を構築する。（第2章1（2））
- ・ また、統計の業務改善を行う場合には、統計に精通するコンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討する。（第2章1（2））
- ・ 作成された統計がどのように利活用されているのか、ユーザーの視点に立った統計の作成に資するため、省内の政策所管部局との人事交流（送り出し）を行い、人材育成を図る。（第2章3（2））
- ・ 他府省、民間の研究機関等との人事交流や国内外の大学・大学院への留学機会の付与等により、先進的な技能・知見の習得や相互研鑽機会の拡充の機会を設ける。（第2章3（2））
- ・ 外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流などを通じて、「開かれた組織」への変革を図る。（第2章3（2））

3. 統計部門のリソースの拡充

- ・ 不断の業務の効率化や研修の充実等を行うとともに、統計業務に専念する、統計学や経済学などの専門性を有する人材の確保をはじめとした、計画的な職員採用や定員の確保を図る。（第2章1（3））
- ・ 人材の育成には一定程度の期間を有するため、即戦力となる外部人材も積極的に活用する。（第2章1（3））
- ・ 人材の確保と同様に、再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保する。（第2章1（3））

4. 研修の実施

- ・ 統計担当職員を対象に、統計の基本知識や調査方法論をはじめとして、情報技術の知識や、統計法令に関する研修の強化を図るとともに、段階的な研修体系の整備を行う。さらに、中核的な統計人材を育成するため、長期研修等を受講しやすい環境の整備についても検討を行う。（第2章3（1））
- ・ 本省全職員を対象とする統計の基礎知識の習得や利活用の促進等に関する研修、幹部職員に対する統計リテラシーの向上、ガバナンスの強化等に関する研修を体系的に整備し、計画的な受講を推進する。（第2章3（1））

5. 職員のキャリアパス形成の見直し

- ・ 職員の統計人材プロファイル（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。（第2章3（3））
- ・ 統計調査担当に統計業務経験者を配置し、とりわけ、基幹統計など重要統計は統計業務経験者を中心に作成することを基本とする。重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成し、担当させる。（第2章3（3））
- ・ 統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）を検討する。（第2章3（3））

4. データの利活用・一元的な保存の推進 関係

～「第3章1. (1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進」、第3章2. (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

1. データ利活用の推進

- 統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして、データ利活用検討会(仮称)の設置を検討する。(第3章2(1))
- この際、個票データの活用に当たっては、厚生労働省が所管する基幹統計、一般統計、業務統計同士のマッチングキーなどの情報も保管し、個人情報保護に留意しつつ、相互に利用可能なものとするよう検討する。(第3章2(1))
 - ・ 統計データの利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに、結果数値等の誤り発見の観点からも有効である。また、作成したデータが第三者に利用される可能性があることは、日常業務に緊張感を持って取り組む要因ともなる。このため、個票データの一層の有効活用に向けた取組を推進する。(第3章1(1))
 - ・ この際、基幹統計や一般統計の個票データのみならず、行政記録情報の利活用の促進に向け、省内の行政記録情報や業務統計の所管課室も利活用の推進を図るものとする。(第3章1(1))
 - ・ 調査票情報の二次利用を一層促進するとともに、統計等データの公表に当たっては、利用しやすい形式での提供やオンサイト施設を活用するなど、利便性にも配慮した形態により実施する。(第2章2(1))
 - ・ 行政記録情報の利用促進を図るとともに、研究者等が容易に利用できるよう、利用方法を周知するとともに、効率的な利用方法を早急に検討する。(第2章2(1))
 - ・ 外部からの情報提供依頼については、組織内で共有しつつ、速やかに対応していく必要があり、その具体策については、データ利活用検討会(仮称)などを踏まえて積極的に対応していくものとする。(第2章2(1))

2. データ保存の徹底、一元化の推進の検討

- ・ 総務省が作成・提供する標準的な業務マニュアルを踏まえ、統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的な業務マニュアルを作成し、そのルールに基づいた業務遂行を実践する。なお、業務マニュアルの整備に際しては、チェックリスト方式など、経験年数の少ない職員でも使いやすいものとするよう心がけるものとする。また、業務マニュアルの改訂に際しては、その考え方や履歴を保存していくことを原則化する。(第2章2(2))
- ・ データの保管状況や、記録の保存状況など、業務マニュアルのチェックリストに基づいて、定期的に点検を行う。プログラムの修正に当たっても、予め策定されたチェックリストに基づき、複数人チェックの徹底を図る。(第2章2(2))
- ・ 結果数値等の誤りが発見された際に、過去に遡って再集計が行えるよう、推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムの保存ルールを整備するとともに、定期的なフォローアップ等を通じて適正な運用を確保する。この際、すべてのデータは、電子化するとともに、(1)の統計ユーザーの視点に立った調査設計等の情報公開にも十分留意していくものとする。(第2章2(6))
- 厚生労働省が保有する統計等データを適切に保存するため、第2章の2(6)の取組のみならず、統計等データの一元管理が可能となるよう、次期統計処理システムの見直しを検討する。その際、都道府県など国以外の主体が保有・管理しているため、永年保存されていない調査票情報等や、出先機関が保有・管理している調査票情報等についても、国に集約して保存できるよう検討する。(第3章1(3))

3. その他(EBPMとの連携など)

- こうした取組の実施に当たっては、各局が所管する一般統計等も含めて検討するとともに、(1)の個票データの一層の有効活用、(2)のEBPMの推進の動きとも連動したものとし、統計情報へのアクセシビリティを高めるものとする。(第3章1(3))

5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進 関係 ～「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

- 厚生労働省を挙げて、EBPMの実践を通じた統計の利活用の推進を図る。具体的には、外部有識者の力を借りつつ、省内にモデル事業などの効果検証を行うプロジェクトチームを設置する。また、こうした取組を通じて、実際に、EBPMを実践する。併せて、EBPMに関する調査研究を推進する。(第3章1(2))
- こうした取組(データの一元管理の推進)の実施に当たっては、各局が所管する一般統計等も含めて検討するとともに、(1)の個票データの一層の有効活用、(2)のEBPMの推進の動きとも連動したものとし、統計情報へのアクセシビリティを高めるものとする。(第3章1(3))